

対内直接投資の促進に向けて

上村敏之ゼミ

荒川浩平、片山文加、高瀬麻未、水城 景、
室井匡人、湯口隼人、吉見沙耶、吉森絢乃

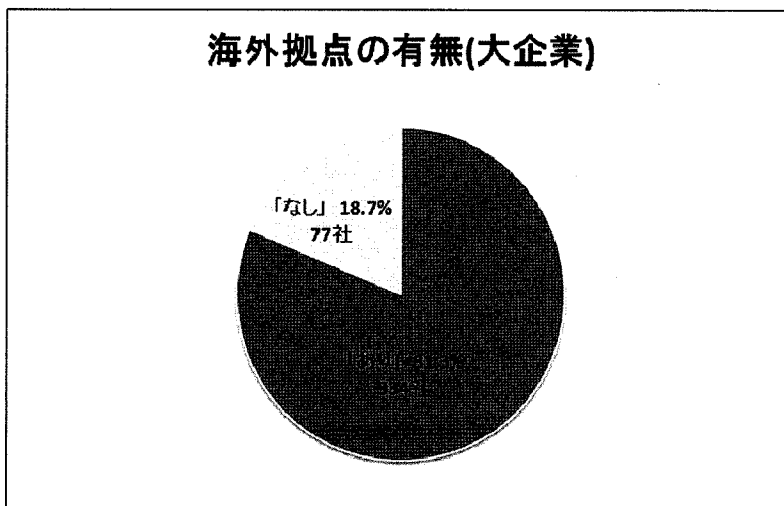
第1章 現状と問題意識

第1節 空洞化の現状

1985年のプラザ合意以降、急激な円高により価格競争力を失った輸出産業が海外現地生産を活発化させた。近年、日本企業の海外進出は国内における産業の空洞化を引き起こし、深刻な問題となっている。産業の空洞化の要因は明確でないが、本稿では海外直接投資の増加が産業の空洞化の原因のひとつであると考ええる。

直接投資とは、海外の企業に対して投資先企業の経営を支配、または企業経営へ参加することを目的に行われる投資である。直接投資は日本企業による海外の企業に対する直接投資である海外直接投資（対外直接投資）、海外の企業による日本企業に対する直接投資である対日直接投資（対内直接投資）がある。

図1 海外拠点の有無



備考) 平成22年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査概要」より作成 (JETRO)

本稿は対内直接投資の促進について検討する。直接投資の形態は、既存の投資国先企業と株式所得・交換を通じ、提携などパートナーシップを結ぶものや、既存の投資国先企業を買収するもの(M&A)や、新たに投資国先に法人を設立する形態のもの(グリーンフィールド投資)がある。

日本企業が安い賃金コストの国で生産をすることは効率的であるし、進出先国との国際関係を結ぶことは決してマイナスでなくむしろプラスになる。しかし、日本の海外直接投資の増加が急激なため、国内産業の対応が追いついていないという問題が生じている。

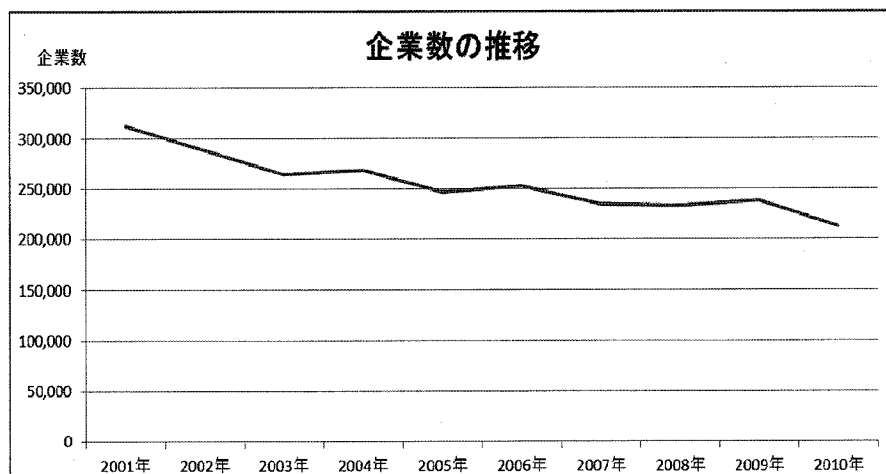
なお、産業の空洞化を裏付ける資料に、JETROが行った「平成22年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査概要」と、経済産業省が行った「海外活動基本調査結果概要確報」がある。

図1によると、海外拠点の有無は、有する企業が81.3%になっており、圧倒的に海外拠点を有する企業が多い。

図2と図3のグラフは、経済産業省のデータをもとに、企業数、従業員数別の推移を表したものである。この二つのグラフはいずれも、ずっと減り続けているわけではないが、全体をみると減少傾向を示しているといえる。これは、本稿の問題意識としてあげている産業空洞化にむすびつくところがある。

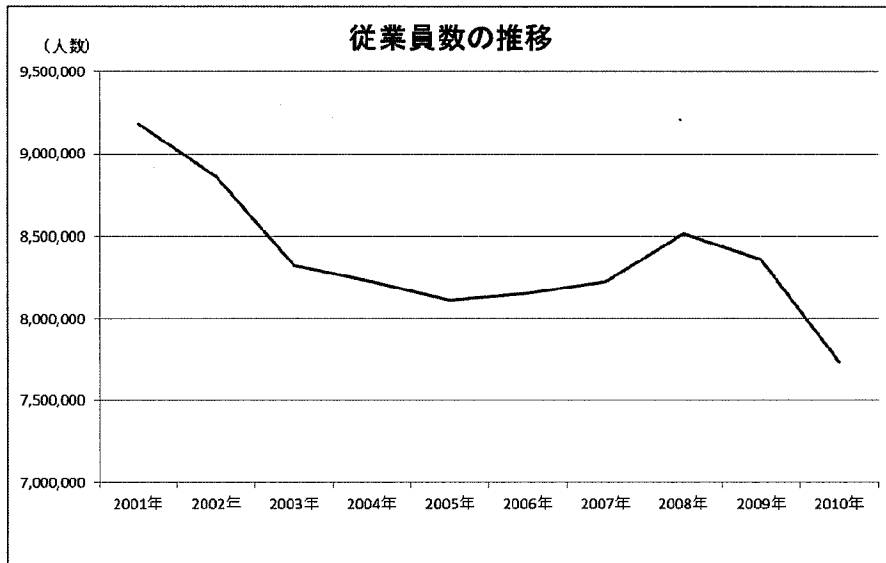
製造業の生産拠点の海外移転により、国内の雇用や技術水準等に影響を与え、日本の経済が弱体化してしまうという産業空洞化の原因といえる状況をこのグラフは示している。生産拠点の海外移転に伴い雇用問題が一層深刻化し、社会的な便益が低下することも否めない。

図2 企業数の推移



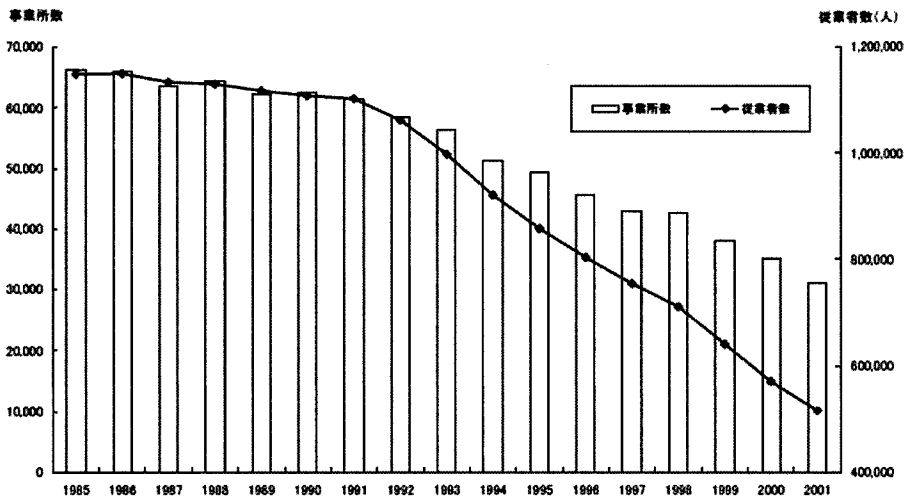
備考) 平成21年工業統計表より作成(経済産業省)

図3 従業員数の推移



備考) 工業統計表より作成 (経済産業省)

図4 繊維産業の事業所数と従業員数の推移



備考) 辻村・溝下 (2004) より引用

現在は、中国を始め海外へは生産拠点中心に移転されている。デジタルカメラ、DVDプレイヤーを含む高付加価値商品も生産するようになったが、量産中心にかわりはなく、そこで使用されている最先端の技術は日本からの部品輸入及び技術供用で成り立っている場合も多い。

しかし、生産拠点のみならず、研究開発拠点が海外に進出する例もある。企業は時代の変遷とともにグローバル化しており、財政の限界も顕在化してきている。つまり、政府が実施できる政策も限られてきているということである。産業空洞化が、深刻な経済問題であるといわれている、今の状況を打破するためにも、企業が日本に立地しやすくなるような魅力的な事業環境、投資環境の整備を行う必要があるといえる。

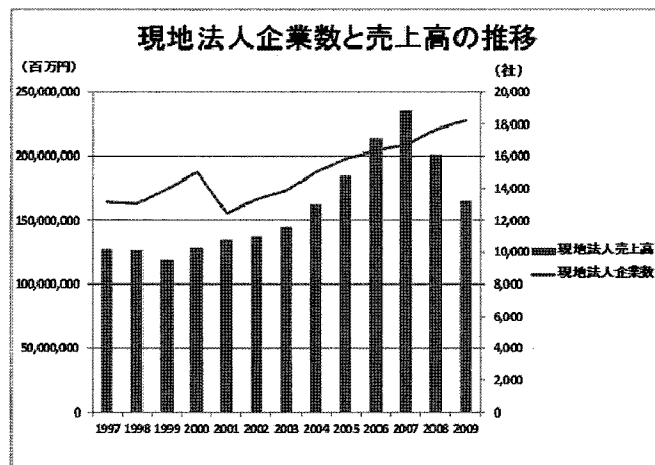
次に、図4は空洞化が著しく進行している繊維産業の事業所数と従業者数の推移を、1985年から2001年までのデータを用いて表したものである。図からわかるように、1980年代後半はわずかな増減を繰り返すだけであるが、バブル崩壊後の1991年より、事業所数・従業者数ともに減少が進んでいることが分かる。1985年から2001年までの間で事業所数は66174から31206と約半数にまで減り、また従業者数も114万人から51万人と半分となっている。

次に、図5を見ると現地法人売上高は減少傾向にあるが、企業数は年々増加していることが分かる。

今後も日本企業の海外流出が進めば、上記にある通り、産業の空洞化の進行、日本国内における雇用の減少、生産性や潜在的な経済成長率の低下などにより、日本経済そのものの規模が縮小してしまう恐れがある。当然ながら、国内の失業率にも悪影響が生じるであろう。

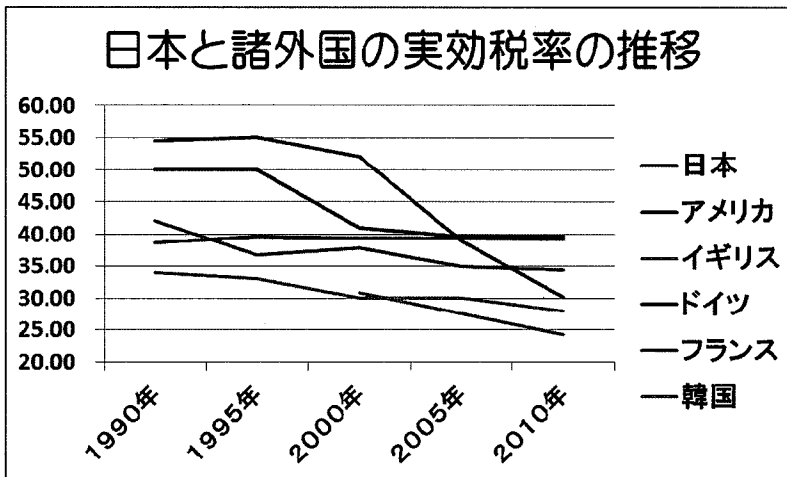
日本企業の海外流出を食い止めることも重要だが、一方で海外の企業を日本に呼び込み、誘致することも重要である。グローバル化が進展するなかで、企業の行動も国内と海外の区別なく行われているのが実態である。

図5 現地法人企業数と売上高の推移



備考) 経済産業省「海外活動基本調査結果概要確報」より作成

図6 世界の法人税率



備考) OECD のデータより作成

すなわち、海外の企業を呼び込むことは、国内の日本企業の海外流出の抑制にも繋がる。1999年に内閣総理大臣を議長として行われた「対日投資会議」専門部会報告書によると、対内直接投資の増加がもたらす日本への正の影響は、新技術や革新的な経営ノウハウをもたらすとともに、新商品、サービスの供給やリスクマネーの提供を通じて、雇用機会の確保にも繋がるなど、構造改革を進め、日本経済を活性化する有効な手段であるとされている。

対内直接投資を増加させることは多面的な国際経済関係の構築や、グローバル化といわれている現代において日本が生き抜いていくためには必要である。上述の影響を考えると日本企業の海外流出の抑制を考察するというネガティブな政策を行うよりも、海外企業を日本への呼び込みを考察するポジティブ政策を検討する方が有効であるといえる。

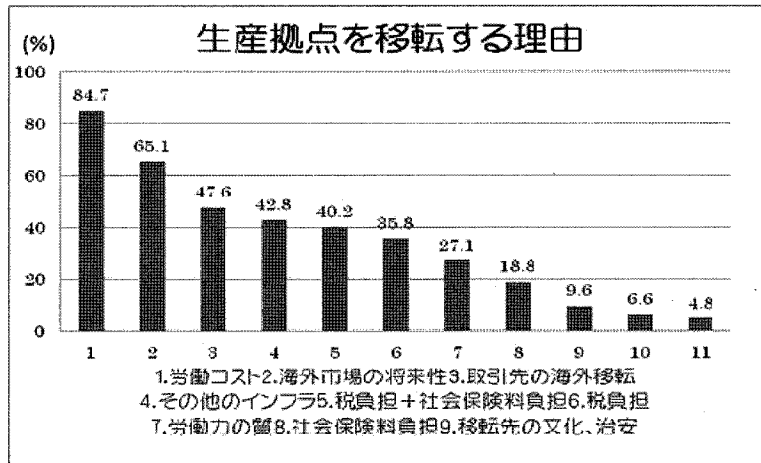
日本経済のGDPの規模は、中国に抜かれたとはいえ世界第3位である。この規模を生かした政策を実施し、魅力のある日本を創造していくことが重要である。

近年の世界経済はグローバル化が進んでいることが明らかであり、法人税負担も国際的な観点から見る必要がある。しかし、それにも関わらず日本の法人実効税率を国際比較すると、世界最高水準にあることが指摘されている(図6)。

日本の高い法人実効税率が日本企業の国際競争力や経済成長を阻害しているとして、法人税率を国際標準に合わせる必要があると議論されている。一方で、財政再建の取り組みの過程においてこれ以上の引き下げは適当ではないという意見が多いのも現状である。法人実効税率と企業の投資行動に関係性があることが明らかであるが、海外進出する要因は法人税負担だけでない。

次に、日本が生産拠点を移転する理由を探るにあたり、2007年9月28日に経済産業省が発表した「公的負担と企業行動に関するアンケート調査 調査結果中間報告」を利用した。このアンケートは、企業の公的負担が企業行動にどのような影響を与え、企業の競争力や経済活力にどのような影響を与えるかを検討する参考として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）が企業アンケート調査を行ったものである。

図7 生産拠点を移転する理由



備考) 平成 19 年 9 月 28 日経済産業省「公的負担と企業行動に関するアンケート調査 調査結果中間報告」より作成

図7によると、日本企業が生産拠点を移転する理由として、労働コスト、移転先の文化・治安、海外市場の将来性、税負担、社会保険料負担、税負担が高い割合を占めている。その他にも、為替対策、インフラ整備など様々な理由が挙げられている。

第2節 対内直接投資の現状

近年、世界の対内外直接投資の規模が拡大している。特に1980年代以降、直接投資が世界貿易を上回る勢いで急速に拡大し、国際経済活動における重要性を上昇させた。直接投資の拡大に影響を与えたのは、日本、アメリカ、ヨーロッパ諸国などのいわゆる先進国である。

現在、直接投資の受入国として先進国が大きなウエイトを占めているが、アジア諸国を中心とした発展途上国も活発に直接投資を受け入れている。これがアジア諸国の経済成長をもたらした重要な要因のひとつであると考えられる。このように、世界各国において直接投資は増加傾向にあるといえる。

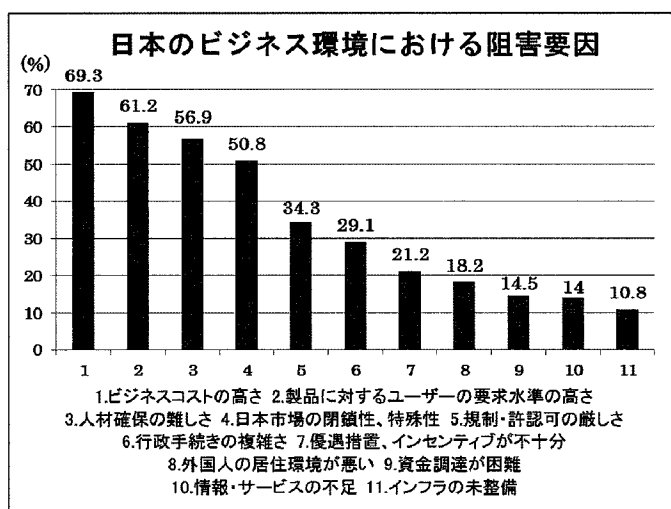
また、日本への直接投資も増加傾向にあり、対外直接投資の2分の1程度の割合を占め

るまで増加している。経済産業省「我が国の直接投資に関する Q&A」によると GDP に対する対内直接投資額（ストックベース）の割合が 2008 年は 3.67% であり、他の先進国の割合はイギリス 46.89%、フランス 37.93%、ドイツ 27.43%、アメリカ 18.33% であることから違いは歴然であり、他の先進欧米諸国に比べ著しく低く、遅れをとっている。日本の対内直接投資の低水準は、海外企業のビジネス・チャンスを制限しており市場の閉鎖性の表れであるとされる。

また、同資料の対外、対内直接投資額のデータを比較すると日本は対外直接投資が対内直接投資の規模の 3.3 倍である。他の先進国は、イギリス 1.6 倍、フランス・ドイツ 1.3 倍、アメリカ 1.4 倍であることから対外直接投資額と対内直接投資額のインバランスも指摘できる。

また、同省が日本に進出している外資系企業を対象に行った「平成 20 年度対日直接投資に関する外資系企業の意識調査報告書」がある。これは外資系企業の直近のビジネス動向に加え、日本でビジネスを行う上での阻害要因や投資環境についての認識を調査したものである。

図 8 日本のビジネス環境における阻害要因

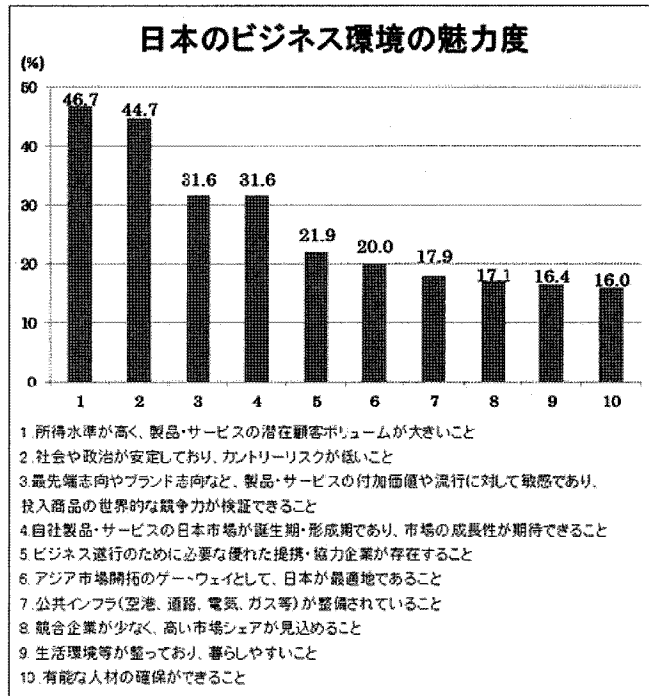


備考) 経済産業省「平成 20 年度対日直接投資に関する外資系企業の意識調査報告書」より作成

日本のビジネス環境における阻害要因は、ビジネスコストの高さと回答した企業の割合が多く、次いで製品に対するユーザーの要求水準の高さ、人材確保の難しさ、日本市場の閉鎖性、特殊性が挙げられており、いずれも 50% 以上の割合を占めている。

また、同報告書に日本のビジネス環境の魅力度を調査したものがあ（図 9）。

図9 日本のビジネス環境の魅力度



備考) 経済産業省「平成20年度対日直接投資に関する外資系企業の意識調査報告書」より作成

日本のビジネス環境の魅力度は、所得水準の高さや製品・サービスの潜在顧客ボリュームの大きさ、社会や政治が安定していることによるカントリーリスクの低さが、他の項目と比べて高い割合になっている。

以上により日本が海外企業に望む条件、海外企業が日本に望む条件が認識できる。よって、これらのアンケート結果からも、法人税負担以外の要因も探る必要があるといえる。

本稿では、直接投資の増減要因を経済的要因だけでなく、文化的要因にも注目する。経済的要因には労働コスト、賃金水準、文化的要因としては言語の共通性、治安、誘致機関の有無などが挙げられる。

経済的要因である税制を研究するにあたり、法人課税の実効税率に着目した。法人実効税率とは、所得に対して実際に負担する税額の割合のことである。日本での法人税等として計上するものには、法人税、法人事業税(所得割)、住民税がある。法人税と法人事業税は課税所得に対して税率を乗じるもので、住民税は法人税額に対して税率を乗じるものである。しかし、これらを合計したものが実効税率ではなく、日本の実効税率は、(法人税率 × (1 + 住民税率) + 事業税率) / (1 + 事業税率) で計算する。

この実効税率の計算方法は国によって違い、フランスは別途法人利益社会税が課される、

法人所得課税の他に法人概算課税および国土経済税（地方税）等が課される。ドイツは連邦と州の共有税、連帯不課税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税率が算出される。中国は中央政府と地方政府の共有税（原則は60:40）である。これらのように国によって計算方法は異なる。

先に挙げた図6によると、日本の法人税率が極めて高い水準であることが分かる。この

表1 回帰分析による対内直接投資額の要因分析

	海外直接投資額 (対内)				
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
文化交流	0.283***				
経済交流		0.271***			
外交・政治交流			0.187*		
交流指数1				2.041**	
交流指数2					0.262**
調査国(地域)賃金水準	-0.296	-0.275	-0.286	-3.260	-0.273
相手国(地域)賃金水準	0.464	0.473	0.521	4.873	0.481
決定係数	0.544	0.535	0.508	0.514	0.531

(備考) 1. 利用したデータは、輸出額は「World Trade Atlas」(2000年～2003年の平均金額)、海外直接投資額(対内)は国際貿易投資研究所(2000年～2002年の平均金額)を用いた。なお、少額等のため、データが入りできない場合は除外した。
 2. 交流指数は、意識調査の結果から、文化交流、経済交流、外交・政治交流、親近感、好意度の変数を主成分分析により合成した指数で、交流指数1は5変数を合成した指数、交流指数2は、文化交流、経済交流、外交・政治交流の3変数を合成した指数。
 3. 交流指数1、2と他の指数のように、変数相互間で相関の極めて高い組合せは分析から除外した。また、その他の組合せの場合でも、結果的には、複数の指数を入れた場合は有意とならなかった。
 4. 海外直接投資額の説明変数として用いた賃金水準には、代用変数として1人当たりGDPを用いた。
 5. 有意水準は、*は10%、**は5%、***は1%を示す。なお、GDP、賃金水準、首都間距離はすべて1%の有意水準。
 (出所) 経済産業研究所「アジアの域内交流に関する意識調査研究」。

表2 EU域内における信頼感が、経済活動に及ぼす影響についての回帰分析

	直接投資
信頼感	2.9023***
二国間の距離	-0.3921
国境の共有の有無	0.3316
言語の共通性	-0.03
プレス・カバレッジ	4.7994
決定係数	0.79

(備考) 1. EU委員会がEU域内で実施している意識調査の結果を利用して、文化的要因が各国間の信頼度に影響していること及び信頼感が経済関係に影響していることを検証した実証研究。
 2. 分析には操作変数法を使用。
 3. 言語の共通性とは、二国間で同じ言語を話す人の割合、国境の共有の有無とは、国境を接しているかどうかのダミー変数、プレス・カバレッジとは、主要新聞の見出しにおける相手国名の掲載件数。
 4. 有意水準は、*は10%、**は5%、***は1%を示す。
 5. ワーキングペーパーでは他の変数の組合せも検討されているが、ここでは主要なもののみ記載した。

(出所) Guiso, Sapienza, Zingales (2004) 「Cultural Biases in Economic Exchange」(NBER Working Paper Series 11005, December 2004) から作成。

中で極めて低い水準の国がシンガポールであり、同国は2007年度予算案スピーチで法人税率を現行の20%から18%に引き下げると発表した。一方、日本の法人税の推移は1998年度から99年度にかけては、課税ベースの最適化や国際水準並の税率への引き下げを図るとして、大幅に引き下げられた。それに伴い、実効税率も大幅に引き下げられ、2004年度から資本金1億円超の法人について外形標準課税が導入されたことにより、わずかに低下している。

文化的な要因と経済活動との関係については「Cultural Biases in Economic Exchange」においてEUに関する実証研究が行われており、表1のようにEU域内では文化交流は相互の信頼感を通じて経済交流に正の影響を与えるとの分析結果が出ている。

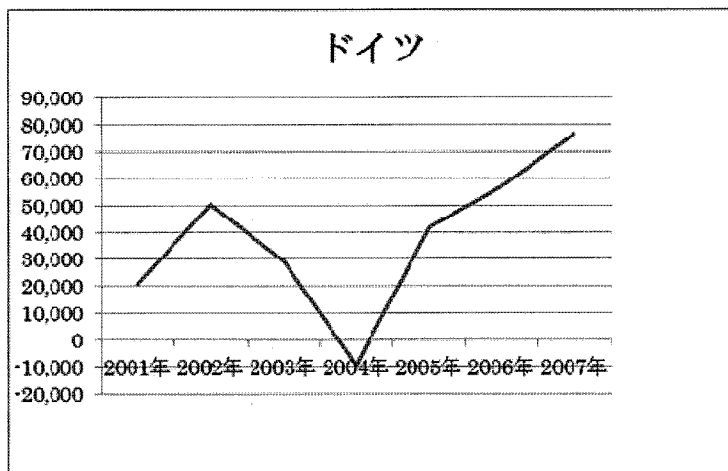
表2によると、すべての調査実施国・地域間において、「文化交流」と「経済交流」の間には相互に有意に正の関係があることが示されている。また、「文化交流」は「経済交流」と同様に、直接投資額に対して有意に正の影響を持つという結果が出ている。

図1、図2を踏まえると、文化交流や経済交流は相互に影響を有すること、文化交流の活発化によって直接投資等の経済活動が促進され経済交流の活発化に影響を与え得ることがわかる。

第3節 海外諸国の現状

本節では海外諸国の直接投資額の現状について述べる。図10～13には、各国の直接投資受入額を示しているが、2008年に起きたリーマン・ショックの影響が大きく反映されるため、本稿では2007年までを取り扱うこととした。

図10 ドイツの直接投資受入額 (単位: 100万ドル)



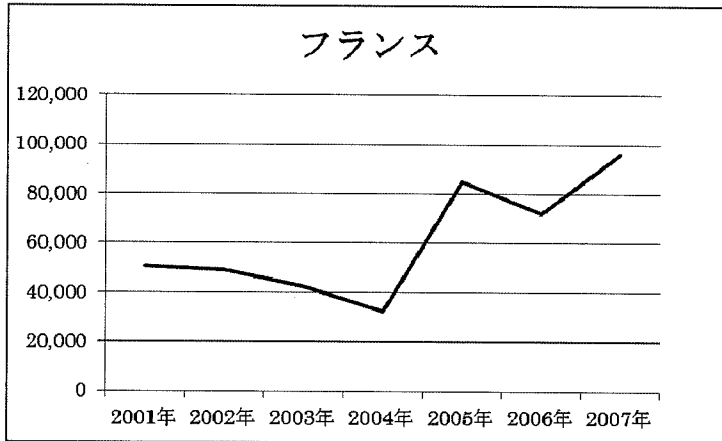
備考) JETRO「基礎的経済指標」より作成

まず、ドイツの現状からみていくことにする。図 10 から明らかな通り、2004 年に急激な対内直接投資のマイナスがみられる。2003 年のドイツ経済は、イラク戦争やユーロ高による外需不振から設備投資や個人消費の回復が遅れ、実質 GDP 成長率は 10 年ぶりにマイナスを記録した。そのため、2003 年の対内直接投資は前年に比べ、マイナスとなり、2004 年もマイナスの結果が出ているのである。

2003 年の対内直接投資額は、前年のほぼ 3 分の 1 に縮小しており、図 10 は 2001 年からであるが、2000 年と比較しても、10 分の 1 の規模になっている。その後、図 10 から見ても明らかであるが、2005 年は設備投資が復調し、マイナス成長を続けた建設投資がようやくプラス成長に回復し、その後もプラス成長を続けている。

続いてフランスの現状について述べる。

図 11 フランスの直接投資受入額（単位：100 万ドル）



備考) JETRO「基礎的経済指標」より作成

図 11 から見ても明らかな通り、2004 年まで対内直接投資が減少を続けていた。そのことを受け、ラファラン首相は 2003 年 6 月「第 1 回世界投資会議」で外資誘致促進の基本方針を発表し、これに沿った形で政府は同年 12 月に具体的な政策案を立案した。柱となったのは①外国人駐在員の所得税免除②労働許可書および滞在許可書の申請手続きの簡素化④配偶者への労働許可証発給⑤滞在許可証の有効期限延長などである。

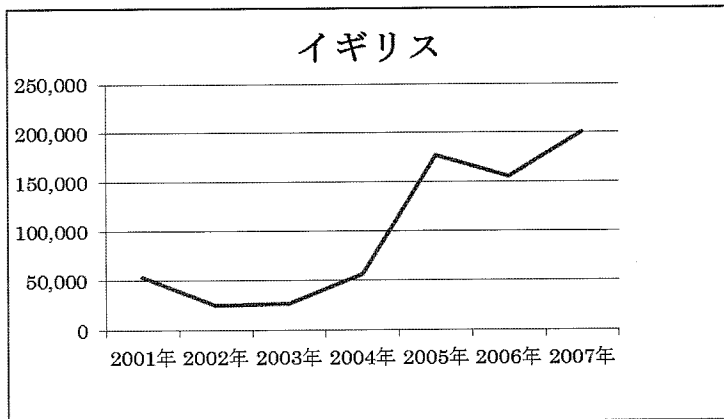
これから見てもわかるとおり、外国人管理職を引き付けることで、外資誘致に弾みをつけようとした。高失業率に悩むフランスは対内直接投資の拡大を雇用促進政策の一つとして位置付けており、労働規制の柔軟化や、社会保険料の雇用主負担軽減など、ビジネス環境の改善に力を入れている。それを受けてか、その後はプラス成長を続けている。

図 12 のイギリスでは、貿易・投資を促進するため、英国海外貿易総省の傘下で、対外貿易・

投資促進を行う「トレード・パートナーズ・UK」と対英投資促進を行う「インベスト・UK」の2機関が、事業を積極展開している。

ここでは、本稿に関連性がある「インベスト・UK」について説明しよう。これは、海外の英国大使館にも拠点を置き、英国で製造およびサービス拠点設立を計画する外国企業に対して誘致活動を行っており、特に長期雇用を創出し、最新の技術や経営管理手法の導入をもたらして、英国産業の競争力を向上させるプロジェクトの誘致に努めている。また英国の各地域にも投資誘致機関が設置されており、「インベスト・UK」と連携しながら、誘致活動を実施している。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドはそれぞれのナショナル・エージェンシー、イングランドでは9つの地域開発公社が投資誘致を行っており、英国全土で12の地域投資誘致機関が事業を展開している。

図12 イギリスの直接投資受入額（単位：100万ドル）



備考) JETRO「基礎的経済指標」より作成

上記に述べたような機関が対仏投資庁という形でフランスにも存在する。2001年に創立された対仏投資庁は、経済・産業・雇用省および国土整備省の管轄下に置かれた商工業的行政法人のことである。対仏投資庁は、フランスへの外国直接投資の促進・調査および受け入れを行い、フランスの魅力とイメージ向上の推進機関である。投資企業に、ビジネス機会とカスタマイズされたサービスを提供するために、地方経済プロジェクトの支援を、フランス国内外の各地方のネットワークをもとに行っている。

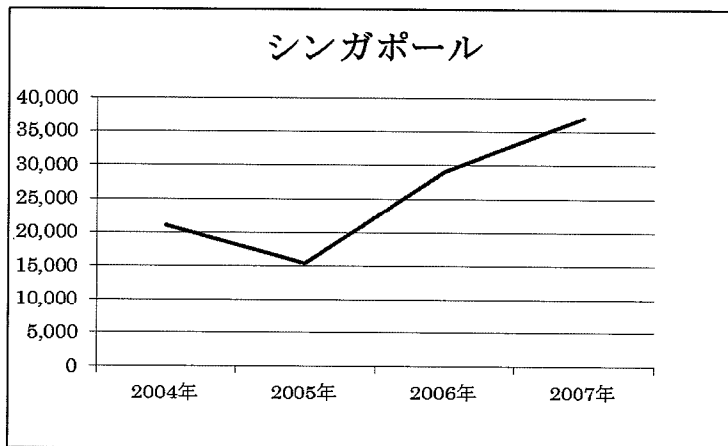
図のデータは2007年までであるが、それ以降に推進されてきた経済改革により、フランスのビジネス環境は大きく改善されている。労働法、税制、企業法、イノベーション、そして経済移民など、これら改革項目はフランス経済の競争力を高め、企業誘致を促すものとなっている。

この改革により、2009年には50万を超える新規企業が設立されている。具体的に税制の面からこの改革について述べる。従業員に対する（特に在仏外国人従業員）税制が改善され、企業側に対しては、新規投資に対する職業税が免除されることになり、税が軽減された。生産的投資に対する職業税の廃止は、新規投資の流れを対象としているが、2010年からは既存投資についても対象となった。そして、イノベーションの支援としては、研究開発税額控除制度の改正、特許システムの簡素化、超高速通信の普及等、多くの措置がとられている。

次に、シンガポールの現状と取り組まれている政策について述べる（図13）。アジア地域は先進国の工場進出など、海外からの直接投資の受け入れによって経済成長した国が多い。その中でも、シンガポールは海外からの直接投資を一貫して高い比率で受け入れており、交易経済都市として発展している。アジアの中で先駆的に誘致活動を行ってきた国としても挙げられる。

図13からみてわかるように、シンガポールでは2005年以降の対内直接投資額は右肩上がりとなり、2年間で急激な増加傾向がみられる。2004年から2005年にかけて減少しているのは、2003年に流行したSARSの影響と2004年に起きたスマトラ沖地震の影響が大きく反映されたためである。2006年、2007年においては先進国による多くの工場が建設されたという背景がある。

図13 シンガポールの直接投資受入額（単位：100万ドル）



備考) JETRO「基礎的経済指標」より作成

エクソンモービルの石化コンプレックスの建設、独ランクセスはブチルゴム（合成ゴム）工場を設立した。2006年からの半導体ウエハー工場設立ラッシュに伴い、独キマンダが300ミリウエハー工場の設立を決定した。医薬品などのバイオメディカルは、欧米製薬メー

カーによる生物製剤工場や研究センターが設立された。スイスのロンザは哺乳類の細胞培養技術を用いた生物製剤を受託生産する第2工場の建設を開始した。スイスのノバルティスなども生物製剤工場の建設を決め、2007年は政府が産業育成に注力する分野でも大型投資が次々と決定した年であった。

クリーンエネルギー分野では、北欧企業が相次いで進出した航空エンジニアリング分野で、2007年11月、英ロールス・ロイスが日本でも最近話題となった「ボーイング787型」機などに搭載される大型エンジンの組立・試験工場の設立を発表した。

以上のことからわかるようにシンガポールでは、近年、欧米を中心に対内直接投資が拡大している。理由として、①安定したビジネス環境、②ロジスティクス（原材料調達から生産・販売に至るまでの物流を企業が合理化するための手段）や輸送インフラへの利便性、③技能や専門知識を有する外国人に就労ビザが容易に発給されること、④政府の支援（財政・税制面での支援、人材育成・採用支援）が挙げられる。

こういった環境が整うシンガポールの背景として、シンガポールには1961年に投資促進機関として経済開発庁（Economic Development Board、以下EDB）という政府機関が設置された。将来にわたって、シンガポールを世界のビジネスのハブとしての地位強化に尽力しており、シンガポールの持続的な経済成長を図ることを目的とし、様々な取り組みを行っている。産業の高度化、知識集約型経済への移行を目標に掲げ、外国資本の積極的な誘致を働き掛けている。また、高度な専門知識を有する人材の不足に対応するために、外国人の活用を国家政策としている。

EDBは時代に応じ、かつ計画的に政策を取り組んできたことが見受けられる。まず、EDBは1カ所ですべての手続きや要望などに対応できるOne-Stop Centerという外国企業の立場に立った組織を作った。このため「シンガポールは企業誘致に熱心で工場の立ち上げが迅速にできる」という国際的な評判が定着していった。資金調達・入国管理・労働力調達（職業訓練を含む）など、進出企業が頭を悩ます諸問題を、EDBを窓口として通せば、すべて各省庁との調整を受け持ってくれるのである。

そして、シンガポールでの工場設立が増加していく中で、海外との連携が欠かせないとしたEDBは少しずつ海外事務所をも増やしていき、現在、EDBの海外事務所は、北米、欧州、日本、インドネシア、中国など18カ所に及んでいる。また、シンガポールは、2007年まででASEANの枠組みで四つの協定に署名、二国間ベースでの協定では11の国と協定に署名している。2007年の貿易額で見ると、輸出入ともに6割以上が自由貿易協定（FTA）発効国・地域であった。2007年の貿易で輸出入ともそれまでで過去最高額を更新している。

また、EDBでは製造・サービス業を対象とした優遇措置を行っている。優遇措置を受

けられる投資の認可の条件として、資本規模が相当規模であることや、高度技術と製造技術を伴うプロジェクトであること、特殊技術や専門サービスの提供を行うことなどが求められており、高付加価値産業への投資促進を誘導している。

シンガポールではこのように海外展開を目指す内外企業に対して、法人税制度と国際的に競争力を高めるためのビジネス環境の整備に努めている。法人税制度は、他国と比べても分かるように低い税率（図3参照）であり、キャピタルゲインの課税がないため、価格が下がることで大きな損失を伴わない。配当金を免除とするワンティア・システムやタックスハイブンプン税制などを導入している。

シンガポール政府は海外からのシンガポールへの投資を奨励しており、投資優遇策に関しても外国資本と国内資本との間に差を設けていない。外国資本による事業所有に関しても、国家の安全保障に係わる公益事業、メディア関係等の一定の分野を除いて制限をなくしている。（ただし水道事業については公営企業に限定されており、武器・弾薬等の製造に関しては政府のみが行っている。）

以上、各国の対内直接投資の動向を参照したが、これらの国の政策について、以下のような示唆を得ることができる。(1) 対仏投資庁、経済開発庁といった、投資誘致を促進するための政府機関を設置する、(2) 法人実効税率を引き下げる、(3) 外国人管理職への優遇処置、外国人就労者へのビザの容易発給など外国人労働者が働きやすい環境整備、(4) 企業の動向を継続的に把握し、ニーズに素早く対応できる組織の設置。つまり、海外の企業が日本に投資したいと思える環境整備、税制改革が必要であることが言える。

第2章 先行研究

本稿と同じく、直接投資と法人税について考察している先行研究を下記に示す。

第一に、日高・前田(1994)がある。日高・前田(1994)は、Hartman(1984)、Boskin and Gale(1986)、Young(1988)が行ったアメリカ国内の直接投資収益率及び税率を説明変数とした推計手法と、国別の直接投資関数を推計しているSlemrod(1989)の手法を応用し、税制と直接投資の関係を日本のデータを用いて日本とアメリカの直接投資関数の推計を行っている。

日高・前田(1994)の日米の収益率と実効税率を用いた推計では、アメリカの実効税率が相対的に高まれば日本からの直接投資は減少する。そのため、日本からアメリカへの直接投資は理論的な直観とは異なり、日米の実効税率の差に影響を受けることが示されている。

とはいえ、日高・前田(1994)は推計の際に、アメリカの研究で用いられた説明変数を使用したため、推定期間が1984年までと短くなっている。そのため、1980年代後半に直

接投資が増加した期間が分析できていない。そこで本稿では、1980年代後半も含めた分析を行う。

第二に、前川（2005）がある。前川（2005）の問題意識によると、経済活動のグローバル化が進み、法人税負担のあり方も国際的な視点から議論されるようになるにつれて、日本でも法人税率の引き下げを求める声が強かった。しかし、企業は税制要因だけで海外進出を決定しているわけではない。そこで、安価な労働力などの要因も考慮した場合でも、法人税の負担水準が、企業の投資決定にどの程度の影響を与えているのかという問題について、実証分析を行っている。

分析手法については、日本からアジアの国々への直接投資について、McFadden（1974）の選択決定モデル Conditional Logit 分析を利用し、賃金変化率、短期資本コスト、長期資本コスト、為替変化率、インフラ水準、集積効果、資本コストなどのデータを用いている。

前川（2005）の分析結果は次の通りである。1990年以降、長期的な資本コストが直接投資に対して大きな影響力をもつ。インフラ要因と集積効果は集積効果の方が影響力をもち、為替要因は依然としてある程度の影響をもつことが分かった。

これらの結果から、プラザ合意以降バブル期にかけての日本企業は、主として現地での安い労働力や短期的な優遇を目当てにして海外投資を行っていたのに対し、近年では投資に関わるコストを総合的に、かつ長期的に捉えて進出先を決定していることがいえる。

しかしながら、分析対象の産業が電気機器産業に限定されているため、他の産業を分析する必要があるだろう。また、分析対象の国がアジアに限定されているため、アジア以外の国々の分析を行う必要があると考えられる。

第三に、福重・前川（2000）がある。福重・前川（2000）の問題意識によると、近年の法人税率引き下げの議論は、法人税負担の国際標準化という観点から議論されてきた。多くの多国籍企業が存在している現在では、国内における法人企業の税負担の上昇は、産業の空洞化をより進行させるなど、様々な問題を発生させる。以上の問題意識に基づき、直接投資と企業税制の関係について、景気対策という意味も含んだ近年の法人税減税に関する議論および減税の効果について数量的な評価をするため、マクロ的な海外直接投資の決定要因分析を行っている。

分析手法では、線形の回帰分析を推計している。推定にあたっては、Hansen（1982）の一般化積率法（GMM）を利用し、大蔵省型実効税率、コール・レート、為替レート変化率、GDP成長率、企業所得成長率などのデータを用いて分析している。

福重・前川（2000）の分析結果は次の通りである。法人実効税率が海外直接投資、対内直接投資に大きな影響を与えている。現行水準の法人税は、対外直接投資と対内直接投資を均衡させる水準にほぼ近いが、ストック面では依然として対内直接投資が極端に少ない。

その打開策として東南アジア諸国で行われている年限付きの法人税率引き下げ、対内直接投資を呼び込むような政策を用いて一時的に直接投資を増加させストック面でのギャップを埋める政策が上げられている。

結果は先述の通りであるが、モデルに示されていなかった企業の意志決定を明示的に示し、どのような企業行動を通じてマクロ変数の変化が直接投資率に影響を与えるのかを細かくみる必要があるため、海外直接投資、対内直接投資ともにさまざまな国の企業分析をより行うことが求められる。

第四に、鈴木（2010）がある。鈴木（2010）の問題意識としては、近年、各国では経済活性化を理由に法人税軽減を求める声が大きく法人税軽減の手法には、法人税率引き下げと課税ベース拡大、減価償却の拡大のタイプがある。しかし、これらの企業活動への影響を評価するためには実効税率の計算が必要である。以上をふまえ、平均実効税率、限界実効税率を用いて実効税率の観点から日、アメリカ、イギリス、ドイツの法人税改革を評価している。

評価方法は、Devereux and Griffith（1998,2003）の「フォワードルッキングな」実効税率を用いて、実効税率の観点から主要国における近年の法人税改革の評価を行うことで、企業のインセンティブに対する税制の効果を捉えることができる。EATR（平均実効税率）、EMTR（限界実効税率）を用いる。

上記の評価方法でEATR、EMTRを計算した結果、米国は特別償却の導入により、投資インセンティブと企業立地インセンティブの双方を実現し、英国やドイツは法人税率の引き下げにより、国内投資インセンティブが犠牲となっているが、日本は投資促進に重きを置いた政策が実施されていると考えられる。日本の法人税の特徴を認識したうえで政策目的に沿うように法定税率、EATR、EMTRの変化を検討していくことが大切である。現在の日本の法人税の特徴を捉えるために、日、米、英、独における法人税改革の効果を「フォワードルッキングな」実効税率の観点から検討しているが、実効税率の計算をより広範囲に包括的に行うことが必要である。

以上の先行研究をもとにして、本稿は次のような分析を行う。

第一に、対内直接投資と法人税の関係を探るために、日高・前田（1994）を基本的なモデルとして採用する。日高・前田（1994）との違いは、彼らの論文が過去のデータにもとづくものであり、近年のデータをカバーしていないことにある。第二に、その他の先行研究については、説明変数の選択において参考にした。特に鈴木は法人実効税率の推計を行っており、対内直接投資と法人税の関係を探るうえで、パラメータの選択に重要な論文であった。

第3章 分析

第1節 回帰分析

対内直接投資の現状でも述べたように、直接投資の増減要因として、税制、労働コスト、賃金水準などに代表される経済的要因、大学への進学率、就職率、教育水準などに代表される文化的要因が挙げられる。

そのような現状を踏まえて本稿では、 I/Y （日本への直接投資額÷日本の名目GDP）を被説明変数とし、法人課税の限界実効税率、大学進学率、実質賃金指、就職率、保険医療費、地価変動率、企業所得、労働時間、為替レート、実質GDP成長率を説明変数とした（表3参照）。なお、対象期間は各変数のデータを入手できた1984年から、世界同時不況の発端となったリーマン・ショック以前、つまり2007年までに設定し、回帰分析を行った。

表3 各変数のリスト

変数	出所
日本への直接投資額	財務省（1984～1995年）、JETRO（1996年～2007年）
日本の法人課税の限界実効税率	「主要国における法人税改革の効果」鈴木将覚
日本の就職率	文部科学省「学校基本調査」
日本の大学進学率	文部科学統計要覧
保険医療費	統計局
為替レート	OECD
実質GDP成長率	内閣府SNA
企業所得	内閣府
実質賃金指数	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
地価変動率	国土交通省
労働時間	厚生労働省「毎月勤労統計調査」

表4 推計結果①

	モデル1	モデル2	モデル3
限界実行税率	-0.00784 (-2.74783)	-0.00751 (-2.58748)	-0.00366 (-2.31657)
実質GDP成長率	-0.00179 (-0.60326)		
大学進学率	0.010342 (3.736939)	0.008929 (3.225399)	0.006069 (3.959594)
実質賃金指数	-0.00375 (-1.76491)	-0.00482 (-3.77346)	-0.0047 (-4.39732)
為替レート	-7E-06 (-0.03135)		
企業所得	1.69E-06 (1.756744)		1.23E-06 (2.272252)
地価変動率	0.000403 (0.704113)		
保険医療費	-2.8E-05 (-1.94174)	-1E-05 (-0.82244)	
労働時間	-0.00159 (-0.27651)		
就職率	0.003717 (3.966247)	0.003313 (3.609384)	0.00285 (3.994773)
R ²	0.928608	0.874923	0.899151

備考) 上段は係数、下段の () 内は t 値

表5 推計結果②

	モデル4	モデル5	モデル6
限界実行税率	-0.00973 (-3.53299)	-0.00469 (-3.28628)	-0.00778 (-3.28387)
実質GDP成長率			
大学進学率	0.011401 (4.212911)	0.007479 (4.96461)	0.010033 (4.38761)
実質賃金指数		-0.00443 (-3.91175)	-0.00343 (-3.03771)
為替レート		-0.00048 (-0.21837)	
企業所得	2.33E-06 (3.899096)		1.7E-06 (3.164155)
地価変動率		0.000619 (1.976938)	
保険医療費	-4.1E-05 (-3.60616)		-2.4E-05 (-2.18624)
労働時間			
就職率	0.00303 (4.302731)	0.002508 (3.33828)	0.003716 (4.889709)
R ²	0.878554	0.902022	0.921283

備考) 上段は係数、下段の () 内は t 値

表6 推計結果③

	モデル7	モデル8	モデル9
限界実行税率	-0.00759 (-3.09166)	-0.00778 (-3.19457)	-0.00814 (-3.26404)
実質GDP成長率			
大学進学率	0.010028 (4.285229)	0.010017 (4.259115)	0.010453 (4.429369)
実質賃金指数	-0.00341 (-2.94399)	-0.00359 (-2.78521)	-0.00338 (-2.93413)
為替レート			-0.00236 (-1.08537)
企業所得	1.41E-06 (1.743105)	1.86E-06 (2.3638079)	1.69E-06 (1.995699)
地価変動率	0.000161 (0.482811)		0.000288 (0.817706)
保険医療費	-2.2E-05 (-1.83801)	-2.6E-05 (-1.93875)	-2.7E05 (-2.11233)
労働時間		-0.00076 (-0.28112)	
就職率	0.003549 (4.168274)	0.00383 (4.354021)	0.003648 (4.283677)
R ²	0.922413	0.921669	0.928063

備考) 上段は係数、下段の () 内は t 値

表7 推計結果④

	モデル10	モデル11	モデル12
限界実行税率	-0.00722 (-2.8859)	-0.00783 (-2.86154)	-0.00721 (-2.7901)
実質GDP成長率			
大学進学率	0.00994 (4.22552)	0.010309 (4.168471)	0.009932 (3.789194)
実質賃金指数	-0.00411 (-2.95955)	-0.00371 (-2.37742)	-0.0041 (-2.05283)
為替レート		-0.00178 (-0.62522)	1.87E-06 (0.008571)
企業所得	1.58E-06 (1.893587)	1.7E-06 (1.945107)	1.58E-06 (1.715745)
地価変動率	0.000494 (1.004739)	0.000409 (0.786728)	0.000495 (0.919408)
保険医療費	-2.8E-05 (-2.05071)	-2.8E-05 (-2.04455)	-2.8E-05 (-1.95747)
労働時間	-0.00365 (-0.92604)	-0.00166 (-0.32529)	-0.00366 (-0.80857)
就職率	0.003751 (4.249733)	0.003716 (4.115777)	0.003751 (4.104767)
R ²	0.926609	0.928602	0.926609

備考) 上段は係数、下段の () 内は t 値

表8 推計結果⑤

	モデル13	モデル14	モデル15
限界実行税率	-0.0078341 (-2.8615403)	-0.0081396 (-3.2640388)	-0.0083020 (-3.3749175)
実質GDP成長率	-0.0017835 (-0.6252207)	-0.0023579 (-1.0853734)	-0.0017693 (-0.8722675)
大学進学率	0.01030938 (4.16847116)	0.01045284 (4.42936912)	0.0103550 (4.4397819)
実質賃金指数	-0.0037084 (-2.3774164)	-0.0033795 (-2.9341290)	-0.0034263 (-3.0097857)
為替レート			
企業所得	1.69506818 (1.94510678)	1.6855775 (1.9956991)	2.0749515 (3.0058070)
地価変動率	0.00040875 (0.78672836)	0.0002878 (0.8177055)	
保険医療費	-0.0000283 (-2.0445509)	-0.000026 (-2.112328)	-0.0000288 (-2.3315349)
労働時間	-0.0016646 (-0.3252924)		
就職率	0.00371628 (4.11577662)	0.0036479 (4.2836772)	0.0038890 (4.9187783)
R ²	0.92860224	0.9280626	0.9248559

備考) 上段は係数、下段の () 内は t 値

表4～8が回帰分析の結果である。全ての変数を用いて分析を行ったモデル1の結果を見てみると、法人課税の限界実効税率のt値が負の値になっており、これは日本の限界実効税率が上昇すると、日本への直接投資が減少することを意味している。それに対して、就職率、大学進学率のt値は正の値になっており、これは就職率、大学進学率が上昇すると、それに伴って日本への直接投資額が増加することを意味している。

上記10個の説明変数を組み合わせて様々な分析を行ったところ、実質GDP成長率や為替レートについては、t値が有意な結果を得ることができなかった。しかし、法人課税の限界実効税率は、全てのモデルにおいて有意であることが判明し、さらに、就職率、大学進学率が対内直接投資額に大きく寄与しているという大変興味深い結果を得ることができた。

これは先に述べた文化的要因も投資の決定要因であることを表しており、日本への直接投資を増加させるためには単に税率を下げるだけでなく、これらの変数を上昇させる政策をとる必要があることを説明している。

また、前節の回帰分析で得られたモデル1の結果を用いて、I/Y（日本への直接投資額÷日本の名目GDP）のYを2007年のデータに固定して、日本の法人課税の限界実効税率が1%下がった場合に、どれだけ日本への直接投資額が増えるのか、分析を行った。

本稿の回帰分析によって法人課税の限界実効税率が日本への直接投資額と負の関係であることが説明されているので、限界実効税率が1%マイナス方向へ下がるということは、直接投資に対してはプラスの影響をもたらすことになり、係数が正の値になる。この値をI/Yに加算し、さらに日本への直接投資額と乗ずることによって、減税後の直接投資額を求めると。

さらにその値を減税前の直接投資額と差し引いた結果、1%の限界実効税率の引き下げは、4兆397億円の対内直接投資を増加させることが判明した。これはGDP比で0.78%の成長である。そのため、法人税の限界実効税率の引き下げが、対日直接投資に大きく影響することがわかる。

第2節 対内直接投資促進の動き

続いて、対日直接投資の促進に向けた政府の動きをまとめる。日本政府は2003年3月に対日投資会議で第一ステージである「対日投資促進プログラム」を発表し、2006年6月には対日投資会議で第二ステージである「対日直接投資加速プログラム」を発表した。

第一ステージのプログラムの目標は、2001年末の対日直接投資残高を2006年末に倍増することであり、達成した。第二ステージのプログラムの目標は、2006年末の対日直接投資残高のGDP比2.5%を2010年に5%程度に倍増することである。その後の動きは、

2007年12月に対日投資会議及び専門部会が廃止、2008年1月に対日投資有識者会議が発足、2008年5月に対日直接投資の根本的な拡大に向けた5つの提言を発表した。

この5つの提言は、M&Aの円滑化に向けての制度整備、外資規制のあり方の包括的検討、セクター別の重点戦略の策定、ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上、外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等である。

そして同年、2006年に発表した対日直接投資加速プログラムが改訂された。現在の対日直接投資促進プログラムは政府を中心として進められているが、多くの機関がそれぞれの役割を担っており、地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上の項目では、内閣官房、経済産業省、JETRO、内閣府、文部科学省、外務省、国土交通省が役割を担っている。その他、世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等や、内外への積極的な広報でも、各省庁、各地方自治体、JETRO、日本政策投資銀行、日本立地センターなど多くの機関がその役割を担っている。

第3節 復興特区とは

前節までの分析で、法人課税の限界実効税率の引き下げが対内直接投資に大きな影響をもたらすことを説明した。ここからは分析に用いた各変数と関連する事象の現状や問題点について、個々に説明、補足していく。

現在、東日本大震災に対する対応で、法人税に関する税制支援が議論されている。政府は2011年10月28日午前の閣議で、東日本大震災の被災地に規制緩和や税制支援を行う「復興特別区域（特区）法案」を決定した。

東日本大震災復興対策本部事務局の「復興特別区域法案（仮称）の基本的な考え方」によると、その趣旨は地域の創意工夫を活かした復興を推進するため、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度を創設することである。

東日本大震災からの復興に向けたもので、被災地で新たに事業を始め、被災者を5人以上雇用した企業などに対して法人税を免除するなど、税制上の特例を柱としている。

復興特区制度の概要は、復興まちづくり促進、民間投資促進、水産業復興、農業・農村モデル創出、交流ネットワーク復興・強化、クリーンエネルギー活用促進、医療・福祉復興、教育復興である。

この制度で提案されている具体的な特例措置をいくつか記す。第一に税制の面では、被災地の自治体で新たに事業を始め、被災者を5人以上雇用した企業に対して法人税を5年間免除する。第二に土地利用の面では、知事や市町村長などで構成する協議会の同意が得ることができれば農地であった場所でも住宅の建設を認められる。つまり、これまでの規

制にとらわれずに土地を開発することができる。

第三に水産業の面では、沿岸部の養殖業について地元の漁業者を7割以上含むなど一定の要件を満たす法人は、今の漁業法の適用を除外して優先的に漁業権の免許を取ることができる。第四にクリーンエネルギー活動促進の面では、太陽光や風力などの再生エネルギー施設の立地規制を緩和し、被災地を原子力発電に変わるエネルギー拠点にする。最後に財政・金融の面では、政府が「東日本大震災復興交付金」を創設し、自治体が自由に使える資金を交付する。また、復興特区支援利子補給金も提案されている。

復興特別区域の対象は、東日本大震災で被害を受けた11の県と道を合わせて222の自治体である。具体的には、岩手・宮城・福島在全市町村、また青森・茨城・栃木・埼玉・千葉・新潟・長野の指定されている市町村である。

復興特区の例にあるように、企業の投資の促進のためには、法人税の引き下げは有効であると考えられる。もちろん、法人課税の税率の引き下げだけでは、投資の促進にはつながらないかもしれない。そのため、対内直接投資を増やすためには、法人課税の税率引き下げに合わせて、他の様々な政策の実施が重要であろう。

第4節 学費、奨学金制度の現状

先の推計で全てのモデルにおいて有意であった大学進学率に関連して、現在の日本の大学における学費、奨学金制度について言及する。

図14は国立・公立・私立大学の年間授業料と入学金を合計したものの推移を表している。上から私立、公立、国立の順にグラフがしめされており、このグラフからもわかるように、国公立、私立大学を問わず学費が年々上昇していることがわかる。

また、日本の奨学金は貸与制度のみであるが、奨学金の返済は基本的に分割であり、月に一度という頻度で支払いが行われている。支払に関しても、一回にかかる支払金額を少なくする等、社会的に自立した後の学生の生活に対する配慮もなされている。しかし、支払金額を少なくすることで、支払回数が非常に多くなり、返済期間が長期化する傾向にある。その結果、返済元本に対する多額の利子が上乘せされ、受給者の社会生活を圧迫する原因となっている。そこでさらに発生する問題が延滞率の増加である。

2010年度末の返還状況は、要返還額3558億円に対し、未返還額723億円であり、回収率は79.7%となっている。2008年度中に返還期日が到来する返還金2918億円の回収率が94.0%であるのに対して、延滞分640億円の回収率が14.2%にとどまっており、これが全体の回収率を押し下げている。2004年度末の回収率は77.9%であり、回収率は年々向上しているが、貸与金総額の拡大に伴い、未返還金自体は年々増加している。このような状況では、奨学金に対する政府予算それ自体が削減される可能性もありうるため、早期の未

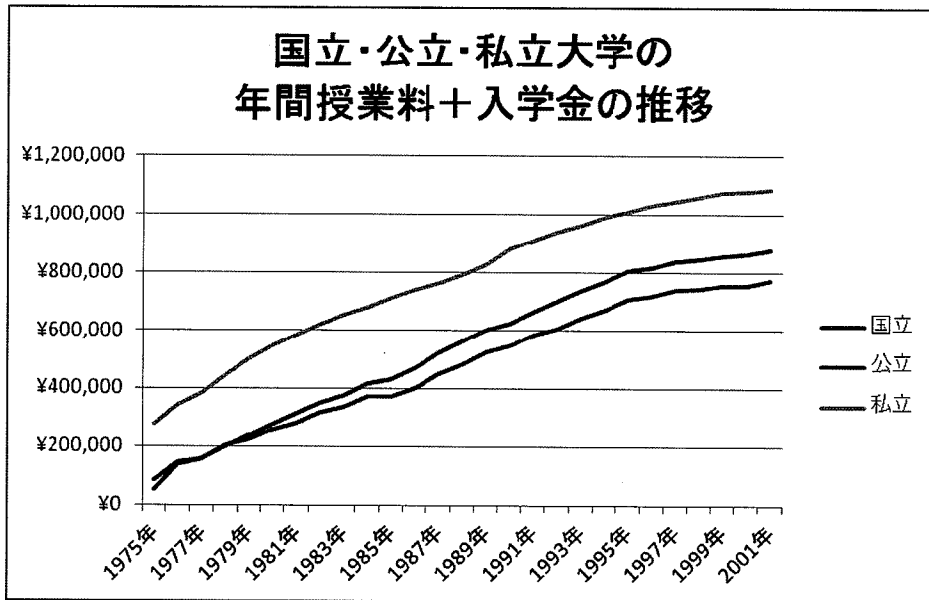
返還金の回収、延滞率の問題改善も急務と考えられる。

このように受給者に対する経済的な圧迫が多くなる一方で、日本の教育に対する公財政の支出は世界的に見ても低水準にあることは否定できない。対 GDP 比でみた日本の公財政の教育支出は、高等教育のみで見れば 0.5% とデータの存在する OECD 加盟国 (28 カ国) の中で、もっとも低い値を示している。また教育に対する全費用の総計で見たとしても、3.3% であり OECD 諸国の平均の 4.9% を下回っていることがわかる。

これは日本の政府がもともと教育に対して積極的な投資を行ってこなかったなどの原因が考えられるが、最大の原因は、やはり政府のかかえる多額の財政赤字であろう。財政赤字を背景に高等教育機関に対する補助金は年々削減される傾向にあり、それが授業料の高騰の一因となっているのである。奨学金に対する支出も、利子率の補助や授業料減免のみとなっており、給付制の奨学金などが差し止めになっているという現状がある。今後も赤字財政を背景に、教育支出が削減される可能性も否定できない。

また、奨学金自体が有効に使われているかという問題点もあげられる。奨学金の受給を決定する資格審査には多数のインセンティブ上の問題が存在し、その目的に沿って奨学金が実際に学習へ向けて有効に使われているかどうかは定かでない。その要因として、機構の奨学金は、用途に関する制限がなく、学年が上がるほど勉学費へ支出するインセンティブが下がり、他の消費支出を増加させる傾向が強まるなどということが考えられる。高所

図 14 国立・私立・公立大学の授業料+入学金の推移



備考) 高等教育局高等教育企画課より公立・私立大学の授業料及び入学金、文部科学省、国立大学法人支援課より国立大学の授業料等の推移を元に作成

得層においては、家庭からの給付が嗜好娯楽費に向けられている傾向が強いということが判明した。機構の奨学金の規模は、2010年度に1兆円を越える予定となっている。

奨学金が教育の機会均等に寄与することを目的としている以上、希望者全員が受給できることを目指して、今後もその規模を拡大していくものと見込まれる。2010年度の概算要求時には、第一種奨学金の学力基準を緩和して貸与人員を増加することが検討された。最終的に2010年度予算案に盛り込むことは見送られたが、今後も、学力基準、家計基準のあり方を含めて、第一種奨学金の充実を図るための検討を続ける必要がある。

第5節 インターナショナルスクールの現状

対内直接投資を促進させるためには、外国人が住みよい環境を作る必要もある。

インターナショナルスクールとは、日本に在住する外国人のための教育施設で、幼稚園、小学校、中学校、高校があり、現在では日本人の入学を認めている施設もある。また、就学義務の履行とは認められないため、義務教育を終えたことにはならない。

インターナショナルスクールは、学校教育法上の各種学校として都道府県が認可した学校と無認可校があり、文部科学省によると認可校は全国で125校である。日本では、1892年にサンモール修道会により開校された、サンモール・インターナショナルスクールが最も古い歴史をもつ。日本で最も規模が大きい施設である、1902年に設置されたアメリカンスクールインジャパンはWASCの認可校であり、現在では40以上の国々から生徒を受け入れており、1400人以上の学生及び140名ほどの教員が在籍している。大学進学率も高く、卒業生のほぼ100%が進学している。

入学条件はそれぞれの施設によって異なるが、一般的に生徒の英語力が重視され、英語面接などが行われる。また、生徒だけではなく保護者にもネイティブスピーカー並の高い英語力が求められ、さらに、帰国児童でも海外在住歴3年、または5年未満は入学不可とされる場合もある。グローバル教育を受けさせるために、インターナショナルスクールに通わせる親が増加している。

学費は一般的に年間200万円以上が必要とされ、授業料だけでなく設備費なども必要である。例を挙げると、エレメンタリースクールのおよその費用は、出願費用2万円、入学金15万円、設備費15万円、年間授業料100万円～130万円であり、授業以外のイベントや夏休みの特別授業など、その都度費用がかかる。カリキュラムは様々でダンス、アート、演劇、情報関係などの授業が行われている。また、英語だけでなく日本語、中国語、フランス語、スペイン語も学ぶことができる施設もある。

文部科学省によると、日本のインターナショナルスクールを卒業した場合は、その学校が外国の高等学校相当として指定された学校であるか、国際的な評価団体であるWASC、

CIS、ACSIの認定を受けた学校であり、18歳に達していれば、学校への入学資格は認められる（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程、または研修施設の課程等を修了する必要がある）。同省によると2011年5月18日現在で、国際的な評価団体認定外国人学校は20校であり、具体的には、北海道、宮城県、埼玉県、東京都6校、神奈川県2校、愛知県2校、京都府、大阪府、兵庫県2校、広島県、福岡県、沖縄県の20校である。また、インターナショナルスクールを卒業することによって、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど外国の大学入学資格を保有することになった場合、18歳に達していれば大学への入学資格は認められる。

次節では、これまで述べてきた現状と実際に行った回帰分析を踏まえて政策提言を行う。

第4章 政策提言

本稿で分析したすべてのモデルにおいて、対内直接投資に法人税の限界実効税率がマイナスに有意にはたらいていることが分かった。このことから、限界実効税率と対内直接投資額に関係性がみられ、法人税率の引き下げが必要であるといえる。

法人税率引き下げの効果はシミュレーション分析の結果より、法人税率を1%引き上げることで、対内直接投資額が4兆3970億円増加することが見込め、また対GDP比では0.78%の増加が見込める。

また、就職率や大学進学率も有意にはたらいていることから、対内直接投資の増加要因は税制などの経済的要因だけでなく文化的要因も影響していることが分かった。

以上の結果から、4つの政策提言を行う。第一に法人税率の引き下げを提案する。現状で述べた通り、今の日本の法人税率は世界最高水準であり、また世界経済のグローバル化に伴い法人税率をグローバルスタンダードに合わせる必要があることから、法人税率の引き下げが議論されてきたが、東日本大震災の発生の影響などで先送りにされた。

しかし、政府は東日本大震災からの復興に向けて、閣議で復興特区法案を決定し、その制度には法人税の免除も含まれる。この復興特区制度の法人税免税の期間は5年間と短期的なものであるが、本稿では短期的ではなく長期的な法人税率の引き下げを提案する。企業は将来を見据え、短期的でなく長期的な要因で進出先を決定する傾向にある。

法人税の引き下げによる効果は、シミュレーション結果により明確である。また法人税率の引き下げにより、一時的には税収が減る可能性もあるが、中長期的な目で見ることが大切である。

経済産業省が作成したグラフ「実効税率と名目GDPに占める法人税収のウエイト」によると、1998年時点のEU加盟国15カ国は10年間で表面実効税率を10%程度引き下げたが、法人設立の増加等により名目GDPに占める法人税収のウエイトは増加傾向である。

つまり、法人税の引き下げは中長期的に見ると経済成長に繋がり、将来的に安定した税収確保が見込める。

法人税の引き下げにより、日本への対内直接投資が増加し日本経済の活性化に繋がる。日本の企業が海外流出することを抑制するだけでなく、外資系企業からの投資も増加し日本に誘致し易くなる。メリットは日本への直接投資額の増加だけでなく、本稿で問題視している産業の空洞化の進行を抑制し、また雇用の創出や外国からの安定した資金調達などにより、安定した経済活動を行う環境を作ることができる。

以上より、法人税の引き下げによる効果は、日本への対内直接投資額の増加だけではなく多方面での効果が見込める。

第二に、教育環境の見直しを提案する。本稿の分析で、法人税の実効税率以外にも対内直接投資額に就職率、大学進学率が有為にはらたいていることが分かった。2011年8月4日に文部科学省が発表した「学校基本調査-平成23年度(速報)結果の概要-」によると、2011年3月に高等学校を卒業した者の進学率は、大学(学部)進学率が48.2%、短大進学率が5.8%、専門学校進学率が16.0%である。また、就職率は過去最低であった平成15年度を底に上昇し、平成20年度には69.9%まで上昇したが平成21年度以降は低下し、平成23年度は61.6%で昨年度からほぼ横ばいである。世界各国の大学進学率の平均は51%であり、大学全入時代と言われている日本は世界的にみると低水準にある。

まず、大学進学率を上昇させるためには、高額な学費で入学を諦める者に対して、資金面での支援で入学の門を広くすることが必要である。そこで、本稿では企業と連携した奨学金制度の導入を提案する。はじめに、一般企業に対して奨学金の財源の提供を呼びかける。そして受給申請者は採用試験等を受験し、合格者は卒業後必ずその企業に就職するという契約を締結する。さらに、企業はその奨学生に対して無償で奨学金を提供する代わりに、成績等に関する課題を与え、奨学金の返済は就職後の労働という形で行う。万が一、契約が破棄された場合は、それまでの奨学金は企業への負債扱いとして自己負担にする。こうして、優秀な人材を登用したいという企業、勉学に励みたい学生双方にとってメリットがあると考えている。また、入学後は将来を考えるためのきっかけ作りのために充実したプログラムの実施が必要である。グローバル化が進み、グローバルな人材が必要とされている今、積極的な留学制度の実施や、留学生の受入も不可欠である。大学全入制時代を迎えている今、入学後、将来に役立つ経験をする必要があるとあり、そして、大学で経験したことが評価される社会形成も必要である。

また、前章においてインターナショナルスクールの現状について述べたが、問題点があり制度を見直す必要がある。具体的には、就学義務の履行とは認められないため、義務教育を終えたことにはならないこと、入学条件が厳しいこと、高額な学費が必要であること、

大学進学資格獲得が容易ではないことなどが挙げられる。インターナショナルスクールに通うことは、高い英語力を身につけるための良い機会であるが、現状の制度のままでは機会を失う可能性がある。

基本的にインターナショナルスクールは、外国人のための教育施設であるが、最近はグローバル教育を受けさせるために日本でも通わせたい保護者が多いため、ニーズの変化に応えなければ入学志望者の入学を拒むことになる。伝統校では日本人を受け入れていない施設があるが、新設の施設は日本人の受け入れる体制が必要である。なぜなら、日本人が外国人と共に教育を受けることは貴重で重要なことであり、学力の向上に繋がるといえる。

制度を見直すことで、日本に在住する外国人、日本人が入学しやすい環境づくりや教育の質を高めることができ、日本社会全体が世界のグローバル化に対応できることから、いくつかのメリットが生まれるといえる。また、対内直接投資が増加することにより外資系企業も増加し、その際に柔軟に対応できるグローバルな人材が必要とされるため、制度の見直しは必要である。

第三に、対日投資庁の設置を提案する。前章で述べたように、対内直接投資の促進に向けて、各地方自治体、日本政策投資銀行、日本立地センター、さらには各省庁など、数多くの機関が国内外への広報活動を行っている。対日投資庁を設置し、広報活動を一元化すると、経費節減だけでなく、効率化も図ることができる。

上記3つの政策提言を踏まえ、第四に復興特区の設置を提案する。日本では土地に関して「国土利用計画法」、「都市計画法」、「農地法」、「森林法」、「農振法」等の複数の法律による規制が行われている。また、土地の商業目的への転用が認められる場合でも、各規制に開発許可申請等が必要なことから、外国企業が立地場所を決定する際に、開発可能な場所を事前に判断することが困難であり、開発スケジュールやコストの算定も難しい。法人税を引き下げ、教育環境を改善し、さらには対日投資庁を設置した上で、土地等に関する規制緩和を行えば、確実に外資を誘致できると考えている。

以上が本稿での政策提言である。

【参考文献】

- 鈴木将覚 (2010) 「主要国における法人税改革の効果：実効税率の変化に着目して」『みずほ総研論集 2010年Ⅱ号』、pp.125-154。
- 辻村和佑・溝下雅子 (2004) 「わが国繊維産業の現状と課題」 Keio Discussion Paper No.91.
- 日高政治・前田実 (1994) 「海外直接投資と税制」『フィナンシャル・レビュー』第31号、pp.182-196。
- 福重元嗣・前川聡子 (2000) 「直接投資と企業税制」跡田直澄編『企業税制改革：実証分析と政策提言』 pp.103-120。

- 前川聡子 (2005) 「企業の海外直接投資と法人税負担:日本の電気機器産業の対アジア投資の要因分析」『投資行動と法人課税の経済分析』、pp.120-139。
- Boskin.M.J. and W.G.Gale, (1986) "New results on the effects of tax policy on the international location of investment" *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*
- Devereux,Michael and Rachel Griffith (1998) , "The Taxation of Discrete Investment Choices," working paper 98/16,institute for Fiscal Studies
- Devereux,Michael and Rachel Griffith (2003) , "Evaluating Tax Policy for Location Decisions," *International Tax and Public Finance*,10,pp.107-26
- Hansen,L.P. (1982) "Large Sample Properties of Generalized Method of Moments Estimators," *Econometrica*,50,1029-1054
- Hartman,David G., (1984) "Tax Policy and Foreign Direct Investment in the United State," *National Tax Journal*,37,475-487
- McFadden,D., (1974) "Conditional logit analysis of qualitative choice behavior", In Zarembka, (ed.), *Frontiers in Econometrics*. New York:Academic Press, 1974, pp.105-142
- Slemrod,J (1989) "Tax Effects on Foreign Direct Investment in the U.S.: Evidence from A Cross-country Comparison" NBER Working paperNo. 3024
- Young,Kan H., (1988) "The Effects of Taxes and Rates of Return on Foreign Direct Investment in the United States," *National Tax Journal*,41,109-121